

外為令別表の7の項、省令第19条第1項～第5項

質問事項	回答(注1)		備考
(4) 直径300ミリメートルのシリコンウエハーであって、 外周の除外領域を2ミリメートル以下としたウエハーの表面 に対するスライス、研削及び研磨の技術のうち、長さ26ミリ メートル、幅8ミリメートルの長方形に分割されたいずれの 領域における平坦度が20ナノメートル以下を達成するため に必要な技術 (外7項(3)、省令第19条第3項第五号)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	(注13)
[省令第19条第3項、第4項及び第5項の技術]			
<input type="checkbox"/> 2. 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に係る 技術(プログラムを除く。)か?			
(1) 絶縁体が二酸化けい素からなる集積回路のSOI基板 (シリコンオンインシュレータ構造を有する集積回路の基板) (外7項(3)、省令第19条第3項第二号)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
(2) 超電導材料を用いた電子素子 (外7項(4)、省令第19条第4項)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
(3) 真空マイクロエレクトロニクス装置 (外7項(5)、省令第19条第5項第二号)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
(4) ヘテロ接合の半導体素子(動作周波数が31. 8ギガヘルツ 未満の高電子移動度トランジスタ又はヘテロ接合パイポー ラトランジスタを除く。) (外7項(5)、省令第19条第5項第三号)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	(注14)
(5) ダイヤモンド、炭化けい素又は酸化ガリウムを用いた 電子機器の部分品として用いる基板 (外7項(5)、省令第19条第5項第四号)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
(6) 動作周波数が31. 8ギガヘルツ以上の真空電子デバイス (クライストロン、進行波管、これらから派生したものを含む。) (外7項(5)、省令第19条第5項第五号)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	(注15)
[省令第19条第1項、第2項及び第3項のプログラム]			
<input type="checkbox"/> 3. 次のいずれかに該当するプログラムか?			
(1) 省令第6条第十六号口に該当する原子周波数標準器 を設計し、又は製造するために設計したプログラム (外7項(1)、省令第19条第1項第三号)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓ 省令第6条 第__号__()	「付表技術1」(注3) 省令第6条 第十六号口は 「告示貨物」(注4)
(2) 省令第6条第十六号の二に該当するスプレー冷却方式の 熱制御装置を設計するために設計したプログラム (外7項(1)、省令第19条第1項第四号)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
(3) 省令第6条に該当するもの(上記(1)及び(2)に該当する もの又は省令第6条第一号若しくは第十八号から第二十 四号までのいずれかに該当するものを除く。)を設計し、又 は製造するために設計したプログラム (外7項(1)、省令第19条第1項第五号)	<input type="checkbox"/> いいえ ←3. (4)へ	<input type="checkbox"/> はい ↓ 省令第6条 第__号__()	
【はいと答えた場合、次の間に回答のこと】			
・次のいずれかに該当するものの設計又は製造に係る プログラムか?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	「付表技術2」(注3)
<input type="checkbox"/> 省令第6条第二号に該当するマイクロ波用機器又は ミリ波用機器の部分品のうち窒化ガリウム(GaN)を用いた 基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を 使用したもの			
<input type="checkbox"/> 省令第6条第十七号へ(四)若しくはルからフまで又は 第十七号の二のいずれかに該当するもの			
(4) 省令第6条第十七号イ、ロ、ホ、へ又はヌからフのいづれ かに該当するものを使用するために設計したプログラム (外7項(2)、省令第19条第2項)	<input type="checkbox"/> いいえ ←3. (5)へ	<input type="checkbox"/> はい ↓ 省令第6条 第__号__()	
【はいと答えた場合、次の間に回答のこと】			
・省令第6条第十七号へ(四)又はルからフまでのいづれかに 該当するものを使用するために設計したプログラムか?	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	「付表技術2」(注3)

質問事項	回答(注1)		備考
(5)3. (1)～(3)のいずれかが「はい」か？	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ←【判定】欄へ	
(6)極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用のマスク又はレチクルのパターンを設計するために特に設計したコンピューテーショナル・リソグラフィ・プログラム (外7項(3)、省令第19条第3項第一号)	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	(注16、17)
(7)電磁パルス又は静電放電による中断から1ミリ秒以内に動作の連続性を失うことなくマイクロコンピュータ又はマイクプロセッサを正常状態に回復するように特に設計したプログラム (外7項(3)、省令第19条第3項第四号)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
(8)ゲートオールアラウンド電界効果トランジスタ(GAAFET)の構造を有する集積回路を設計するために特に設計したECADプログラムであって、次のいずれかに該当するもの イ:レジスタ転送レベル(RTL)をGDS II又はこれと同等のデータベースファイル形式に実装するために特に設計したもの ロ:設計する集積回路内のデータ処理における消費電力又はデータを転送するまでに要する時間を最適化するために特に設計したもの (外7項(3)、省令第19条第3項第六号)	<input type="checkbox"/> いいえ ←【判定】欄へ	<input type="checkbox"/> はい ←【判定】欄へ	
【判定】以上の結果、省令第19条に該当するか？	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	(注1)
該 当 項 番	① 外為令別表の7の項() () () ② 貨物等省令の条項等の番号等 省令第19条第[]項()号() 省令第19条第[]項()号() 省令第19条第[]項()号() ([]及び()内に該当項番を記入する。)		

- (注1) 回答欄において、 枠で囲まれたものを除き、アンダーラインがついたものが一つでも右欄にチェックされた場合、当該の技術又はプログラムは該当と判定され、左欄のみにチェックされた場合は非該当と判定される。
- (注2) 「省令第19条に掲げる技術(プログラムを除く。)」には、半導体素子又は集積回路の設計のためのライブラリ、設計情報又は関連データを含む。
 「省令第19条第3項に掲げる技術」は、省令第19条第1項に掲げる技術及び外為令別表の4の項の中欄に掲げる技術を除く。
 「省令第19条第4項及び第5項に掲げる技術」は、省令第19条第1項に掲げる技術を除く。
- (注3) 「付表技術1」とは、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」(輸出注意事項24第18号)の別表2の付表1に該当するものをいう。
 「付表技術2」とは、同通達の別表2の付表2に該当するものをいう。
- (注4) 「告示貨物」とは、「輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物」(平成13年12月28日付け告示第758号)に該当するものをいう。
- (注5) 「プロセスデザインキット」とは、技術的及び製造上の制約に従い、特定の半導体プロセスを使用した、特定の半導体集積回路の設計に必要とされる設計活動やルールが保証された設計ツールであって、半導体製造者から提供されるものをいう。
- (注6) 「マイクロプロセッサ」には、マイクロコンピュータを除き、デジタルシグナルプロセッサ、デジタルアレイプロセッサ、デジタルコプロセッサ及び複数のチップから構成されたものであって、一緒に動作することによりマイクロプロセッサ機能を与えるように設計したチップセットを含む。
- (注7) 「ベクトル」とは、32ビット以上の一次元配列をいう。
- (注8) 「ベクトル演算器」とは、浮動小数点ベクトル演算を同時に実行する命令が組み込まれたプロセッサ要素であって、少なくとも一つのベクトル演算ロジックユニット及び32要素以上のベクトルレジスタを有するものをいう。
- (注9) 「浮動小数点」とは、IEEE-754で定めるものをいう。
- (注10) 「固定小数点」とは、整数部と小数部の双方からなる固定幅の実数であって、整数のみの形式を含まない。
- (注11) 「16ビットの固定小数点積和演算処理を1サイクル当たり8を超えて実現できるように設計したもの」とは、音声や画像などのアナログ情報をデジタル的に処理するものをいう。デジタルシグナルプロセッサともいう。